

会 議

○議事日程 第 4 号

令和 4 年 9 月 8 日 木曜日 午後 1 時開議

第 1

- 第 100 号議案 令和 4 年度茨城県一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 101 号議案 令和 4 年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 102 号議案 令和 4 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 103 号議案 令和 4 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 104 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 105 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 106 号議案 茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 107 号議案 土浦市とかすみがうら市との境界変更について
- 第 108 号議案 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 第 109 号議案 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 第 110 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 第 111 号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その 1））
- 第 112 号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その 2））
- 第 113 号議案 和解について
- 第 114 号議案 権利の放棄について
- 報告第 5 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

◇一般質問・質疑

- 中 村 修 議員（いばらき自民党）
- 遠 藤 実 議員（県民フォーラム）
- 高 橋 直 子 議員（いばらき自民党）

質 問

◇一般質問・質疑

質問者	質問要旨	答弁者
中 村 修 議員 （いばらき自民党） ※分割方式	1 子どもを産み育てやすい社会づくりについて 2 選挙投票率の向上について 3 アレルギーに対応した食料備蓄について 4 ケアラー・ヤングケアラー条例制定後の進捗について 5 福祉人材の確保について （1）保育人材の確保 （2）介護人材の確保 6 台湾大規模プロモーションの成果と今後の展開について 7 米農家の経営維持について	知 事 選挙管理委員会委員長 防災・危機管理部長 福 祉 部 長 福 祉 部 長 営業戦略部長 農林水産部長
遠 藤 実 議員 （県民フォーラム） ※分割方式	1 新型コロナウイルス感染症の第 7 波における感染症対策について 2 交通弱者のための交通システムの構築について 3 気候変動への対応策の推進について （1）気候変動適応計画の充実と市町村の策定支援 （2）太陽光発電の適正な推進 4 食品ロス削減の推進について 5 地区防災計画策定の促進について 6 子供の自殺対策の推進について	知 事 政策企画部長 県民生活環境部長 県民生活環境部長 防災・危機管理部長 教 育 長

高橋直子議員 (いばらき自民党) ※分割方式	1 女性活躍の推進について	知 事 県民生活環境部長 土 木 部 長 営業戦略部長 土 木 部 長 教 育 長 教 育 長
	2 つくば霞ヶ浦りんりんロードへの誘客促進について (1) 誘客促進に向けた取組 (2) 走行時における危険箇所への早期対応	
	3 ポストコロナにおける観光振興について	
	4 安心・安全な社会基盤の整備について (1) 国道354号土浦バイパス及び都市計画道路荒川沖木田 余線の一体的な整備 (2) 一級河川桜川の早期改修	
	5 就学前の教育環境等のさらなる充実について	
	6 小学校におけるフッ化物洗口の普及促進について	

用語の解説

- 議事日程：議会の会議は、あらかじめ議長が定める議事日程（会議の順序表）に基づいて進められます。議事日程は、会議の開かれる日ごとに毎日作成され、その日の会議の開かれる予定時刻や、その日に議題とする議案などがその審議される順序で掲載されます。
- 質問・質疑：「質問」とは、県政一般について執行機関（知事等）の姿勢や対応について問いただすことをいいます。「質疑」とは、提出された議案について疑問や不明確な点を問いただすことをいいます。
- 一般質問：「一般質問」とは、議員個々の立場で行う質問のことをいいます。
- 一括方式：質問項目すべてについて一括して質問し、一括して答弁を求める方式です。
- 分割方式：質問の大項目ごとに分割して質問し、その都度、答弁を求める方式です。

傍聴に際してのお願い

- 傍聴に際しては、係員の指示に従い、次のことを守ってください。
- 議事における発言に対して、拍手などにより、賛否を表明しないこと。
 - 雑談したり、大声を出すなど騒がないこと。
 - 帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - 飲食や喫煙をしないこと。
 - 携帯電話機などについては、音が出ないようにし、議事に関する情報の閲覧又は記録(撮影及び録音等を除く。)以外に使用しないこと。
 - その他議事の妨害となるような行為をしないこと。
- このほか傍聴についてわからないことは、係員におたずねください。

議案等提出書類

本定例会に提出された議案は下記に掲載しておりますので、ご覧ください。

茨城県 議案

検索

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zaisei/kanri/gian.html>